

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年7月24日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
南瀬谷小学校 北倉庫外壁部分・A棟北側昇降口庇部分 剥落対策修繕
- 2 履行場所
横浜市瀬谷区南瀬谷1丁目1-1
横浜市立南瀬谷小学校
- 3 契約日
令和7年7月1日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年9月30日
- 5 契約金額
858,000円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市西区浅間町四丁目350-2
株式会社八代産業
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
校舎外壁において、経年劣化と思われる亀裂および外壁材の落下が確認された。早急に対応しなければ、児童・生徒及び教職員等の安全への懸念が生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
教育委員会事務局教育施設課